

市税等は納期限までに納めましょう

市では、市税等（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を含む。）を納期限までに納めていただけない方に対しては、督促状により納付を促すほか催告書を発送するなどの催告を行っています。それでも納めていただけない場合には、滞納処分を行っています。

そのような事態にならないためにも、今一度お手元の納付書をお確かめのうえ、納め忘れがありましたら、速やかに納付をお願いします。

◆滞納処分とは

市が滞納者の財産を差し押さえすることです。市税等を滞納している場合、市は裁判所に訴える必要なく、差し押さえができます。

- ・財産調査 勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。
なお、本人の承諾は要しないこととなっています。
- ・財産差押 財産調査の結果、対象となる財産（主に次の財産など）を差し押さえます。
 - ①債権（預貯金・給与・年金・生命保険・国税還付金・売掛金など）
 - ②不動産（土地・建物）
 - ③動産（絵画・美術品・自動車など）
- ・換価処分 債権は即時取立てします。不動産や動産については公売（売却）により換価し、市税等に充当します。

◆新潟県地方税徴収機構と連携した滞納処分への取り組み

新潟県と県内市町村では、新潟県地方税徴収機構を設置し、滞納が長期や高額な場合について、市からの引継ぎを受け、差し押さえなどの滞納処分を前提とした滞納整理を行っています。

◆納税相談

特別な事情などにより納期限までに納められない方は、早めに下記までご連絡ください。

◆市税等の納付について

納め忘れのない口座振替が便利です。また、市の窓口や金融機関、郵便局のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。

お問い合わせ

市税について	市役所税務課	☎ 63-51110
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について	市役所市民生活課	☎ 63-51112
介護保険料について	市役所高齢福祉課	☎ 63-3790

平成22年度 随時監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成22年度に実施した随時監査の結果を参考にした指摘について、市長から改善措置等を講じた旨の通知を受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次
佐渡市監査委員 根岸勇雄

指摘事項	改善措置等の状況
(1)行政財産の目的外使用における事務所の独立性について 1 指摘事項 平成22年度随時監査において、「行政財産の目的外使用のうち、建物内に事務所等の設置を許可したもの」を対象にし、その結果、「行政財産の目的外使用をしている事務所が、佐渡市の事務所に近接している例が2件みられた。佐渡市とは別の独立した団体、組織であり、お互いのセキュリティ、保安上からも好ましくない状態であると思われるので、目的外使用許可にあっては、双方の独立性が保たれるような配慮が必要である。」と指摘した。その後、2件については改善されたが、現在の離島振興協議会の事務所は独立性の配慮がされているか。	事務室の分離については、財務課庁舎整備室管財係で26年度組織改編に基づく配置の見直しに併せて行います。（地域振興課）